

# 普通預金

2022年3月31日現在

1. 商品名	・普通預金
2. 販売対象	・法人および個人の方
3. 期間	・期間の定めはありません。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時お預け入れできます。 ・1円以上 ・1円単位
5. 払出方法	・随時払い戻しできます。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 付利最低残高 (4) 付利単位	・変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します ・年2回(3月、9月)の元金に組み入れます。 ・100円 ・100円(日割計算)
7. 税金	・個人の方：分離課税(国税15%、地方税5%)但しマル優適用分を除きます。 ・法人の方：総合課税但し、分離課税は2013年から以下の通り変更となります。 2013年1月1日～2037年12月31日まで 国税15.315%、地方税5%(但しマル優適用分を除きます。)
8. キャッシュカードの利用と手数料	・キャッシュカードのご利用ができます。 ・金庫所定の手数料を頂くことがあります。
9. 付加できる特約事項	・個人のお客さまの場合マル優および総合口座のお取扱いができます。 (総合口座貸越利率は、担保定期預金の約定利率に0.5%、担保定期預金の約定利率に0.7%を上乗せした利率です。)給与、年金等の受取口座に指定できます。 デビットカードサービスのご利用ができます。 公共料金等の自動口座振替口座としてご利用いただけます。 ・法人のお客さまの場合公共料金等の自動口座振替口座としてご利用いただけます。
10. 中途解約時の取扱い	—
11. 金利情報の入手方法	・店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください

<p>12. 苦情処理措置紛争解決措置</p>	<p>&lt;苦情処理措置&gt;本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理部法務管理課（9時～17時、電話：03-3617-0548）にお申し出ください。</p> <p>&lt;紛争解決措置&gt;</p> <p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）      第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）      第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク管理部法務管理課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p>
<p>13. その他参考になる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預金保険制度の付保対象預金です。</li> <li>預金保険により元本1,000万円までと、その利息が保護されます。</li> <li>・ 当金庫に複数の口座がある場合は、それらの預金元本を合計して1,000万円までと、その利息が保護されます。</li> </ul>

※普通預金の利息決算日は毎年3月・9月の金庫所定の日です。